

高坂丘陵地区公園・緑地樹木の考え方

2019年1月27日

高坂丘陵支部
支部環境委員会

高坂丘陵支部、支部環境委員会を中心に長年公園緑地の樹木について議論されてきたが、行政の公園内樹木管理指針に基づき考え方をまとめた。公園緑地の樹木について課題があるときにはこの文書を参照してください。

1、樹木管理の優先順位

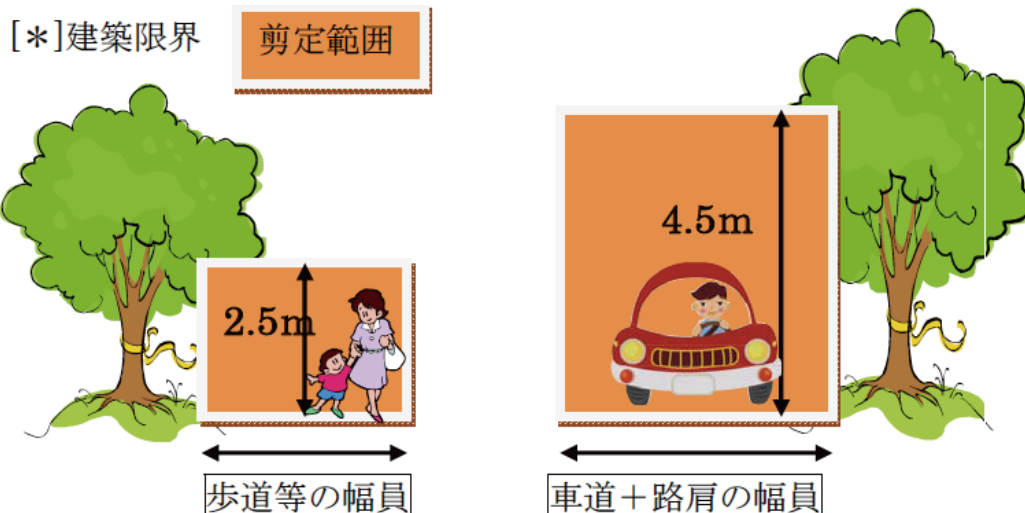
- | | | |
|------|----|-----------------|
| 優先順位 | 第1 | 公園緑地等利用者の安全確保 |
| | 第2 | 公園隣接住民の快適な住環境確保 |
| | 第3 | 動植物への配慮 |
| | 第4 | 周辺景観への配慮 |

東松山市都市公園内樹林地等管理指針 2014 による

2、剪定対象樹木

- ・日照阻害となり日常生活に支障をきたす樹木。
- ・信号機、道路標識、道路反射鏡、照明灯など交通安全施設の障害となる樹木。
- ・防災行政無線の放送の障害となる樹木。
- ・道路・園路などに大きく張り出し、通行の支障になる樹木。[建築限界]
- ・隣接する道路や住宅に越境している樹木。
- ・落ち葉等により日常生活に支障をきたす樹木。
- ・防音、防風の機能維持に支障のある樹木。
- ・人工的な仕上げが必要な玉物や刈込物である樹木。
- ・病虫害を防ぐために通風や採光を良くする必要がある樹木。
- ・病虫害等により衰弱したため枝葉を切詰め、新しい枝の再生により若返らせる必要がある樹木。

東松山市都市公園内樹林地等管理指針 2014 による



【参考情報】

1、公園の植栽

公園の外周の樹木については、防犯上の観点から公園の外側より公園内の広場や遊具周りなどが見通せるよう、死角をつくらない剪定管理に努める。

剪定高さの目安として、低木は0.8m程度に、中高木については高さ2.5m程度までの下枝を剪定する。ただし、観賞用樹木など樹形を考慮すべきものはこの限りではない。

道路周辺の樹木については、交通安全上支障にならないよう維持管理する。

また、道路上に傾き倒木の恐れがあると判断される樹木は、事故を未然に防止するため伐採する。

2012年丘陵支部と市役所とで協議した制定案

2、緑地の自然林

成長が著しく、剪定による管理が困難な樹木は伐採し、必要に応じて樹木の更新（補植）を行う。

緑地の前面道路の反対側の境界線から水平距離6mの区間は樹木調整区域と定め、倒木の恐れがあるものは伐採する。また原則として5m以上の高木の存置はしない空間とする。ただし、伐採後は緑地保全の観点から中低木を補植するものとする。補植する中木は、樹高3m程度の高さのものとする。

2012年丘陵支部と市役所とで協議した制定案

